

## (海外から証明書を取り寄せる場合) 返信用切手について

日本から海外への郵送には「日本の郵便切手」が必要です。(海外の切手は使用できません。)  
海外在住のため日本の郵便切手が入手できない場合は、下記いずれかの方法で返信用切手をご用意ください。

### (1)日本在住の代理人（ご家族など）に交付申請手続きを委任する

→下記【**国外郵送料：日本から海外へ送付する場合の必要金額**】を参照のうえ、返送に必要な金額分の「日本の郵便切手」を同封してください。

※代理人による申請・受け取りの場合、通常の証明書請求書類のほかに、ご本人からの委任状と代理人のご本人確認書類の写し（郵送の場合は写し、窓口申請の場合は原本）が必要となりますのでご注意ください。

※委任状は原則として委任者の署名および捺印が入った原本のみを有効とします。ただし、海外在住等のため印鑑が用意できない場合は署名のみでもかまいません。作成された委任状は、ご本人が電子データ化され、代理人にメール添付などで送付いただき、代理人がそれを印刷出力後、請求書類としてお使いください。

※ご事情に応じて日本在住の代理人を返送先に指定し、代理人からご本人へ転送いただくなどの方法も可能です。

### (2)本人が交付申請し、直接返送を希望する

→下記【**国外郵送料：日本から海外へ送付する場合の必要金額**】を参照のうえ、返送に必要な金額分の「国際返信切手券」を現地郵便局で購入し、申請書類に同封してください。

※「国際返信切手券」とは  
各国共通のクーポン券のようなもので、受け取った側が自国の切手に引き換えることができます。

[http://www.post.japanpost.jp/int/service/int\\_coupon.html](http://www.post.japanpost.jp/int/service/int_coupon.html)

※「国際返信切手券」が手に入らない国に在住の場合、返信用の「日本の郵便切手」のみ国内在住者に別途手配いただく、という形も可能です。その場合はこちらに事情がわかるよう、メモを書き添えていただいたり、メールなどで適宜ご連絡願います。

\*\*\*\*\*

### 【**国外郵送料：日本から海外へ送付する場合の必要金額**】

[日本郵便ホームページ](#)等を利用して見積額を算出できます。

※国内外を問わず、郵送料は見積りよりも少し多めにご用意いただくと、料金不足によるやりとりの時間的損失が発生しませんので、お勧めいたします。余剰が生じた場合、お返しできる切手は返送時に同封させていただきます。